栗林公園ナラ枯れ防除業務仕様書

１　業務概要

　１）委託業務名

　栗林公園ナラ枯れ防除業務

（２）委託業務の内容

　別添金抜設計書並びに別添数量表に記載のとおり

（３）委託業務の実施場所

　別添区域図に記載のとおり

２　総則

（１）事業着手前に実施計画書を提出し、事業監督員の承認を受けるものとする。また、天候不良等の理由で実施日等を変更する場合にも、事業監督員の承認を得ること。

（２）松くい虫防除事業伐倒くん蒸及びナラ枯れ防除事業伐倒くん蒸の実務経験を有する作業員の人数は、作業班の数と同等の人数以上とする。

（３）火気に十分注意するものとし、作業現場等での焚き火・喫煙は一切禁止する。

（４）受託者は事業実施現場が栗林公園内であることに留意し、来園者に危被害の及ばないよう作業中は作業現場周辺に人が立ち入らないような措置を講じること。また、来園者に対し事業の実施を知らせるため、来園者が見やすい場所に、事業名、事業期間、事業主体名、事業受託者の氏名、連絡先及び電話番号を記入した標示板を設置すること。

（５）受託者は、事業の実施に影響を及ぼす事故、人身事故、又は第三者に危被害を及ぼす等の事故が発生した場合、又はその徴候を発見した場合は、応急の措置を講ずるとともに、すみやかに事業監督員に報告すること。

（６）受託者は、事業の全部又は一部の完成に際し、施工地周辺を保全、後片付け及び清掃し、かつ整然とした状態にするものとする。ただし、検査に必要なものは事業監督員の指示に従って存置、または保管し、検査終了後に撤去または廃棄するものとする。

（７）成果報告書には、作業日誌、記録写真を添付すること。

３　事業委託業務内容

（１）伐倒くん蒸

①　伐倒措置

（ⅰ）事業実施区域内において、新たに被害木を発見した場合には、位置、幹径、樹高を記録して委託者に報告すること。伐倒等について事業監督員の指示に従うものとする。なお、事業監督員が被害木調査或いは伐倒等を指示した場合は、事業量の増加に伴い委託料を増額する。

（ⅱ）被害木の伐倒は、周辺の健全木等に傷害を与えないように行うこととし、地際付近で行うものとする。可能な限り根株が10cm以下となるよう処理すること。

（ⅲ）伐倒した被害木は、１m程度の長さに玉切り、枝払いを行い、薬剤から発生する殺虫ガスが内部に拡散しやすいように、材の表面にチェーンソー等で深さ４～５cmの刻みを入れる。同様に根株にも刻みを入れること。枝葉はくん蒸を行わないが、幹は全量くん蒸を行う。

（ⅳ）伐倒した場所での作業や集積が難しいものについては、事業監督員の指示に従って林内の平地に作業・集積場所を設けて搬出し、作業を行うこと。

（ⅴ）くん蒸を行わない枝葉は、崩落しないよう等高線に平行に在置しなければならない。

②　集積措置及び薬剤処理

（ⅰ）使用する薬剤は「NCS」または「キルパー40」とする。「NCS」の使用量はシート内容積１㎥当たり1.0ℓ、「キルパー40」の使用量はシート内容積１㎥当たり0.75ℓとする。

（ⅱ）玉切りした被害材を根株付近に集積し、薬剤を規定量撒き被覆ビニールシート（以下「シート」という。）で被覆し完全にシートの裾を土で埋め戻すなどして密封すること。また、シートを破るおそれのある枝条や突起物は中心部に積むこと。

（ⅲ）各被覆にはどの被害木が含まれるかわかるよう工夫すること。

（ⅳ）シートがカラス等によって破られるとくん蒸効果が低下するので、被害を受けないように工夫するとともに、くん蒸期間中は定期的に点検し、シートの破損を発見した場合には直ちに補修等適切な措置をとること。

（ⅴ）14日以上シートで被覆し、検査終了後にシートは速やかに取り除き、撤去、回収するとともに、集積した被害材が崩落し、被害を発生させることが無いように留意すること。

③　薬剤の管理及び取扱い

（ⅰ）受託者は、薬剤を使用する場合には、その管理及び取扱いについて関係法令の定めるところに従わなければならない。

（ⅱ）薬剤の散布にあたる従事者は、ヘルメット、マスク、ゴム手袋等を着用し、事故の無いよう安全作業に努めなければならない。

（ⅲ）駆除に使用した薬剤の空容器、シート等は、受託者が責任をもって適正に処理すること。

（ⅳ）散布に使用した器具等を洗浄した水は、河川等には流さず地下水を汚染する恐れのない安全な場所を選び、適切かつ安全に処理すること。

④　写真記録

次の事項について撮影し、整理して提出すること。

なお、デジタル写真による撮影、管理の場合は、原則として画像編集したものは認めない。

（ⅰ）伐倒措置

ア　伐採木の全量を、被害木番号が判別できる状態で玉切り、枝払い、集積状況が確認できるよう撮影すること。

イ　地際付近で伐倒したことが確認できるよう撮影すること。

（ⅱ）くん蒸作業

ア　集積完了状況が確認できるよう撮影すること。

イ　くん蒸開始日、集積被害木番号、材積、使用薬剤の種類及び使用数量を黒板に記載し、その黒板、使用薬剤量とともにくん蒸開始状況を撮影すること。

ウ　シート被覆後に、シート設置状況、使用薬剤（薬剤の空容器等）を確認できるものを撮影すること。

エ　くん蒸終了後、シート撤去完了状況、撤去したシートを撮影するものとする。

（ⅲ）使用材料

使用薬剤については、検収時に数量が分かる状態で全量を撮影し、完了時には空容器の数量が分かる状態で全量を撮影する。

くん蒸作業に使用する被覆用ビニールシートについては、検収時及び完了時に数量が分かる状態で全量を撮影する。

（ⅳ）その他

その他委託者が指示する状況等を撮影すること。

４　その他

（１）業務場所が「特別名勝」であることに配慮して作業すること。

（２）業務日は平日のみとし、土日祝日は原則作業禁止とする。

（３）本仕様書に定めなき事項または業務の実施にあたり疑義が生じた場合は、その都度委託者と協議するものとし、その指示に従うこと。

５　検査について

（１）検査に当たっては、作業責任者が必ず立ち会うこと。

（２）検査の時期については、完了通知書の受理後、10日以内に行うものとする。

（３）受託者は、検査のために必要な書類及びその他の措置について、事業監督員の指示に従うこと。

（４）検査に際し、写真を撮影し、提出すること。

６　法令等の遵守

作業員等に対する使用者として、労働関係法令等を遵守すること。

受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人情報の保護に関する法律(平成１５年法律第５７号)のほか、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

７　その他

（１）作業責任者・作業施工者

①　作業責任者は以下に該当する者を選任し、資格・略歴を添えて監督員に提出し、承認を受けなければならない。

　　Ⅰ松くい虫防除事業のうち伐倒駆除（伐倒及びくん蒸処理）又はナラ枯れ防除事業のうち伐倒くん蒸の実務経験がある者。

Ⅱ都道府県知事から農薬管理指導者（士）の認定を受けた者。

②　作業責任者は、事業の施行内容を把握し、適切な施工管理を行うものとする。

③　各作業班に１名以上は実務経験（松くい虫防除事業或いはナラ枯れ防除事業の伐倒くん蒸）のある作業施工者を配置し、作業責任者の指示のもとで作業を行うこと。

④　作業責任者は事業着手前に作業工程表を含む実施計画書を提出すること。なお、天候不良等の理由で実施日等を変更する場合は監督員の承認を得ること。

（２）作業の実施にあたって受託者は、作業員等に、保安帽、手袋などを着用するとともに、必要な安全対策を講ずるものとする。

（３）作業工程表を作成し、実施計画書に添付すること。

（４）本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度事業監督員と協議すること。